

今西 一著

『近代日本成り立期の民衆運動』

山田 達夫

日本近代史研究において多面的で旺盛な活動を続けている今西一氏によって、この度、『近代日本成り立期の民衆運動』が公刊された。明治前期京都府丹後地方の地価修正運動や、民衆結社と地方「名望家」との関わりなどを中心に、いくつかの既発表論文に新たな書き下ろし論文を加えて纏められたものである。

本書の特徴は、以下で詳しくみるように、地租改正反対、地価修正、特別地価修正と続く民衆運動の流れを、自由民権運動を中心とした多様で「自律的」な民衆運動の相互関連・結合に視点を当てながら、それらの「複合運動」として把握しようとする点にある。また、地方「名望家」が、「開かれた団体」としての民衆結社や地方「自治」や自由民権運動などの民衆運動とどのように関わったかを分析して、国会開設運動の意義や「進歩的平民主義」の内実と評価を改めて問おうとするなど、独自の分析視角の提示や新たな史料紹介・史実評価を含んだ意欲的な好著である。

二

本書の章別構成は次の通りである。

緒論

第一篇 地価修正運動

第一章 帝国議会開設前夜の地価修正運動

第二章 初期議会下の地価修正・非地価修正運動

第三章 第一回総選挙と小室・神鞭派

第二篇 民衆結社

第一章 自由民権運動と宮崎六左衛門

第二章 宮崎六左衛門と地方「自治」

第三章 飯室岸蔵と川上青年研智会

終章

(なお、巻末に、年表・おわりに・索引を付す)

まず、本書の内容を簡単にみておこう。

緒論では、自由民権運動の分析視角について、これまでの研究史の特徴を検討したうえで、ジョルジュ・ルフェーブルや柴田三千雄氏らの方法に学んで「複合運動論」を提唱する。この場合、遠山茂樹氏の「複合」的分析は、民衆運動の自律性への理解が弱いために、民権運動内部の「複合」論に終わっているとして、自由民権運動と他の民衆運動との「複合」を分析すべきであるとす。また、民権期に起こった全ての民衆運動を自由民権運動とする従来からの見解や、自由民権運動と民衆運動との対立の側面を強調する最近の見解を批判し、民衆運動の自律性と「結合」との有機的な連関を考えるべきであるとす。

また、国家と社会の「中間団体」としての民権期の民衆結社は、それまでの「団体閉鎖性」と異なり、形式的にはいかなる個人も自由に参加し得る自発的な「開かれた団体」であって、モリス・アギユロンのいう「サークル型の社交関係」の一つとみなし得るものであり、「市民的公共性」を推進するものとして重要な研究対象であると提唱する。

第一篇第一章では、地租問題と自由民権運動に関する先学の所説を前提に、旧豊岡県（その後京都府に移管）の強引な「押付反米」の地租改正、その是正を求める地価修正運動の粘り強い展開と地価修正の獲得、その過程での中央官僚との繋がりや運動の変質などが、西原家文書を中心に詳細に述べられる。

すなわち、一八七二（明治五）年の算所村の「小前」騒動は、村役人・地主層の主導による豪農層の抑圧によって終息した。前史としての貧農・半プロ層の「小前」騒動は、七五（明治八）年の地租改正を契機に、地租改正反対闘争へと転回する。

旧豊岡県の地租改正は、七五年夏頃から実地丈量が始まり、秋には収穫高・利率も決まって請書が提出された。ところが、権令三吉周亮の着任を契機に、改めて収穫高・利率の上位改訂が地位等級配分方式にもついで申し渡され、農民の反対を、強権と弾圧と「五年後改正」とによって押え込み、新地租が押し付けられる。七六年の京都府移管を契機に地租軽減嘆願が集中し、七七年以降、「租税共議権」と「参政権」とが結合した運動としての性格を強めながら高揚期を迎える。しかし、八一（明治一四）年、派遣された有尾敬重検査官は「地価据置」布告をもとに再改正を拒否、府は八五（明治一八）年までの据置を説諭する。ここまで

が運動の第一期である。

この再改正の拒否によって「運動は分裂する。：しかし運動は持続されており」、その多くは天橋義塾に関わる豪農層（四〜五町の耕作地主兼マニユファクチュア経営主）の指導のもとに、農民的土地所有を確立していくための全農民的運動として展開し、請願「総代」という独自の組織も作られたりして、京都府宛八五年改正の請願が集中する。京都府は「願之趣聞置候事」と書面で回答する。この時期、運動の性格は地租軽減から「特別地価修正」要求に転換する。八四年の地租条例公布までが第二期である。

八六（明治一九）年には、三たび嘆願書が集中する。しかし、京都府は、先の聞置く旨の指令は八四年地租条例の公布によって消滅したので、地価修正は認められないと回答する。これに対して、旧十三大区地租修正嘆願委員のような独自の組織が作られ、村域を越えて「部理代人」が選出されるなど、強硬な嘆願が繰り返され、大蔵大臣宛にも請願書が出される。同時に、丹後出身の大蔵官僚神輦知常への接近が計られたりもする。そして、ついに八七年、丹後全域と丹波天田郡の特別地価修正（七％の減租）が実現する。第三期である。八九年には、国会開設前夜の人心取攬策としての特別地価修正が京都府全域（一〇％の減租）に実施され、豪農の地主化を促進することになった。しかし、松方デフレ・天橋義塾の解散・地租条例下での神輦への接近は、地価修正運動を「恢復的民権」から「恩賜の民権」に変え、地方「名望家」層が中央の利益誘導による「利益集団」に転換していく契機となった。第二章は新たに書き下ろされた部分で、初期議会下の地価修正運動を、寄生地主の運動と見るか手作地主・豪農層の運動と見る

かなど、評価が二極分化しているという現状の課題に接近するため、丹後の地価修正運動と丹波・山城の非地価修正運動とを検討する。

すなわち、九〇（明治二三）年、立憲自由党の「林有造地価修正案」が発表される。地租賦課率を二%に引き下げる代わりに、京都（山城・丹波）・東北諸県などの地租を増額するというものである。丹後では、衆議院議員神鞭知常に連絡をとりながら、地価修正請願のための有志会が組織され、さらに丹後国地価修正組合が結成されて、全国の二府二十県同盟に加入し、貴衆両院に請願を行なうなどの運動が進む。しかし、地域を巻き込んだ運動には発展せず、組織が「名望家」の「請負主義」になり、要求も「物取り主義」になっている。

山城・丹波では、自由党と京都府公民会が合同で集会を開き、城丹一二郡の非地価修正連合協議会が作られ、請願書も作成される。議会提出案が林案から天春案に代わりそれも否決される中で、非地価修正運動は盛り上がり、「名望家」・府会議員クラスの指導のもとで、ここでも「請負主義」「物取り主義」の傾向が強く現われる。

第三章は、第一章の補足として新たに書き加えられたものである。ここでは、第六区（丹後）の第一回衆議院選挙での小室信夫と神鞭との対立、神鞭の当選に関して、必ずしも、小室〓民権派、神鞭〓官側とみるのは妥当性がないのではないかとして、仮説を提示する。

すなわち、丹後では第一回総選挙を前に、小室派、神鞭派に分かれ、加佐郡では独自候補を立てる動きがあった。小室擁立の動

きは、知事与党の公民会に対抗して、交友会の結成・「良民党」設立構想と結びついて展開したが、良民党構想は失敗する。神鞭派は与謝・加佐郡が中心で、支持層は地域名望家、とりわけ初代町村長が多く、また、与謝郡ではほとんど元天橋義塾社員であり、加佐郡では公民会々員が多い。地価修正運動の最大の指導者西原利兵衛は交友会々員だが、地価修正の「恩義」と個人的つながりのために神鞭を支持している。この時期の党派的对立は、人脈や地域的利害が優越していて、神鞭の勝利は、地価修正の「恩義」という地域的利害が自由民権運動の継続に終止符をうったことを意味する。

第二篇第一章では、京都府下の民衆結社を概観し、宮崎六左衛門ら名望家を軸に、民権家と豪農と一般農民との「結合」を、宮崎の「日誌」を中心にもよとする。

すなわち、七五〇八一（明治八〇一四）年の京都府下の民衆結社は五四社におよび、当初は学習結社が中心であったが、八〇年には政治結社が急増する。民権運動に関係した二四社中、丹後が一社（八〇年八社）を占めている。

江尻村で代々庄屋を継いできた宮崎家の五代目六左衛門は、戸長・初代府中中村村長・府会議員などを歴任し、民権運動にも参加した地方「名望家」の一人である。土地所有は一町四反程度で魚羅社を営み、地主というよりは商業資本の性格が強い。

宮崎の日誌に民権関係（国会開設願）の記述が現われるのは八〇（明治一三）年一月からで、府会議員を主体として京都の運動が全国と結びつく時期である。宮崎は大小さまざまな集会に参加し、沢辺正修を「部理代人」として「国約憲法制定懇願書」を提

出した際の署名人（二四一名、天橋義塾社員が多い）にも加わっている。また、国会開設の懇談会「農事相談会」を組織し、中島信行・小室信助・沢辺らによる宮津での自由懇談会にも参加している。八一年、天橋義塾との関係は続いているが、近畿自由党から日本立憲政党が発足する際には参加していない。立憲政党は宮津の土族インテリが中心で、宮崎のような在村サブリイダー層を包摂できなかった。民権運動の全国的衰退のなかで丹後の運動も衰退し、八四（明治一七）年、天橋義塾は解散し、相前後して小室・沢辺も早逝する。

この間、宮崎は、自由出版会社などを通じて、民権関係の書籍を多く購入し、回覧したりもしている。集会・読書・新聞などを通じて、民衆のなかに新しい「政治文化」が生まれてくる。

第二篇第二章では、宮崎の地域活動、とくに聯合町村会との関わりを紹介し、自由民権運動と地方「自治」の問題に接近する。

すなわち、七九（明治一二）年に京都府で実施された組戸長制下の行政系統は、府中（江尻村を含む八カ村）では、（府中）郡役所―（二―三カ村の）組戸長―（各村）用掛であったが、それと並行して、組総代集會―府中七カ村総代集會が存在し、総代集會が「生活共同体」として重要な役割を果たしていた。一時期、宮崎は府中の用掛で江尻村の総代も兼務した。

八一（明治一四）年、京都府は地方制度の転換のため、郡會聯合町村会の開催を指示する。宮崎は聯合町村会議員に選ばれ、府中聯合村会規則修正会に参加し、江尻村の属する七組聯合村会規則の起草委員にもなる。聯合村会規則修正会では一九名の参加者のうち一一名が沢辺を始めとする天橋義塾の社員である。この

時期の民権派は、丹後各地で聯合町村会の結成に動いている。村域を越えた広範な下からの「公共性」確保の動きであるが、これは、同年の各村戸長制の施行によって挫折する。府下でも、聯合町村会の「自治」闘争は民権運動の最後の砦となっている。

第二篇第三章は、熊野郡川上村の「名望家」の家に生まれ、自らも村長を務めた飯室岸蔵の思想、特に九〇年代初頭、川上青年研智会の指導者としての青年岸蔵の思想を分析し、そこに「進歩的平民主義」の在村的潮流の存在をみようとする。

すなわち、飯室は八三（明治一六）年、一〇歳で大阪専修学校に三年間学ぶ。「田舎青年」飯室は「頽廢」的な都市状況や「立身出世」型の都市「小紳士」に接して「反都市意識」を強める。民権運動の高揚期には「遅れてきた少年」であったが、その後の民権思想に関心をもち続けている。帰郷後は、研智会雑誌や同人会誌で「平民主義」や「政治的・精神的自由」を主張して、明治政府の専制主義を批判するとともに村の陋習をも批判する。また、自主的で平等な普通教育の確立を求めた「教育の自由」や、女性に職業をもたねばならないとする「女性の尊嚴・婦人解放」論を発表する。これらの主張は、民権運動を経過するなかで生まれた「進歩的平民主義」の「新しい政治文化」であって、九〇年代前半期は、このようなさまざまな文学・思想の「知的共同体」が形成された時代である。

終章は、「本書の内容」と「残された課題」からなる。（著者自身による纏めは、いささか問題意識と評価の先行した纏めになっていて、本文内容の纏めとしては適切さを欠く部分がある。）課題の一つは、村の「団体性」の解体からどのようにして新しい指導

者が生まれてくるのかといった「村落指導者の代表性」の問題である。二つは、初期議会下で両面から問題にされた「命令委任」「直接民主主義」に関して、その優れた「遺産」を歴史と現状のなかにも探っていくことである。

### 三

このように、本書は独自の分析視角の提示や多くの新史料を含む丹後の詳細な事実関係の発掘を通じて、民衆運動史研究に大きく貢献したものである。おそらく、著者が西原文書に初めて直接に接したのは一〇年程前のことではなかったかと思うが、丹後地域での一〇年間の徹底した史料収集と、日誌類をはじめとする膨大な史料の丹念で綿密な整理・分析の努力と蓄積とが、本書の価値を一層高いものにしていくといえよう。

このような評価を前提に、以下、若干の疑問と私見を述べておきたい。

通読して先ず気になるのは、緒論で提起された分析視角と、本書の内容とが必ずしも一致しないことである。自律的な民衆諸運動間の結合・複合関係を重視し、また、民衆結社の市民的公共性を問うというのが緒論で提起された本書の中心課題であった。今西氏は、やや位相のことなるこの二つの課題を統一的に実証するのは困難であると考えたのであろうか、主として、複合運動論については第一篇で、民衆結社論については第二篇で実証しようとしているように思われるが、それは構わない。だが、それならば、各篇でそれぞれの課題がどれだけ説明されたかをみなければならぬ。

しかし、第一篇の地価修正運動では、他の民衆諸運動との結合・複合関係に関する具体的記述はみられない。天橋義塾との結合があったという断定はあるが、その裏付けは、すでに明らかにされているように地価修正運動の指導者層の多くが天橋義塾社員であったというに留まっている。辛うじて「西原利兵衛略伝」のなかの「立憲制あり云々」の引用が示されるが、これとても、後の六年に書かれたものであって、直接的な実証力に乏しいといわねばならない。地方名望家として民権運動に積極的に加わった宮崎六左衛門と地価修正運動との関わりも全く不明である。

第二篇についても、民権運動や地方「自治」と「結社」との関わりが述べられ「公共性」について触れられるが、かなり判りにくい面がある。運動の過程で、部理代人が村の代表から結社の代表に変わっていく点が評価され、村域を越えた各種総代集會が民権運動との関わりで高く評価されている。しかし、総代集會は、氏もいうように生活共同体を基盤としたものである。このような、共同体の枠組みのなかでの結合を「民衆結社」と捉え、それについて「村」とは別の新たな「公共性」を主張できるのだろうか。少なくとも、「公共性」を問題にして第二篇で採りあげられた「結社」は、氏が概観した「民権期京都の民衆結社」ではない。

このような、課題と内容の不一致は、おそらく各論文の執筆時期のズレによるものであって、氏自身の頭のなかでは、かなりの史料の裏づけをもって課題が説明されているのであろう。しかし、本書だけを見る限り、緒論で提起された課題は「本書の課題」ではなくて「残された課題」であるということになりかねない。本書は、氏にとって、明治前期丹後民衆運動史に関する集大成の書

とみなしうるだけでなく、発行に際して既発表論文に若干の増補・修正を加えるか、しかるべき補論を書き加えておいたならばと、残念に思われる。

次に、本書の優れた各論文のなかでも、とりわけ出色の出来栄えとみられる第一章を中心に、若干の疑問点を述べておきたい。評者の個人的関心も第一篇、とくに第一章にある。

第一篇は西原家文書を始めとする諸史料の詳細な分析を基礎に纏められているが、内容的には、すでに明らかにされている内容を第一次史料で追認している部分が多い。したがって、新たに紹介された史実や、評価の異なる点に注目したい。

疑問の第一は、八一(明治一四)年の再改正の拒否によって「運動は分裂する」が「しかし運動は継続」しているという、第二期の評価に関わる問題である。氏によれば、第二期は運動が分裂し低迷したことになる。これは第三期の神鞭への接近と運動の変質を説こうとする重要な伏線となっている。運動の質的变化を問うことは大切であるが、氏の「分裂」の評価はやや過大に過ぎないだろうか。これでは第三期の高揚・修正獲得の説明が困難になる。

丹後の地価修正運動は「五年後再改正」を求めて一〇余年間継続した粘り強い闘いであった。したがって運動は、当初の管轄替えの時期と、二回の「五年後再改正」の時期とに対応した高揚期を迎える。逆にいえば、それ以外の時期は、運動の粘り強い継続にもかかわらず、表面的には衰退し鎮静化したようにみえる。八〇・八一年の時期も例外ではない。氏の「分裂」評価の根拠は、運動内部における地価修正実現方法の「対立」と、天田郡の八〇年提出請願書の下戻し願(撤回)とである。しかし、この「対

立」は、五年後修正要求のなかでの実現方法をめぐる部分的「対立」であって、しかも丹後全域の運動のなかでの与謝一部内各組の意見の不統一に過ぎない。また、天田郡の「昨十三年差出置修正願書」の下付願いについて、氏は「京都府は喜んで……下戻した」として、運動の分裂・衰退の根拠とみているようである。しかし、天田郡の地価修正要求の方式は、七六年の願書では利子率の修正・変更を求めたものであって、他地域が主に収獲量の修正・変更を求めたのと異なっている。評者は天田郡内各組の「十三年願書」をみていないので断定はできないが、「十三年願書」で方式が変わったとは考えにくい。もし、八〇年段階でも七六年と同じ方式が採られていたとすれば、八六年の、他地域との比較にもとづく一國・一部規模での「修正」に向けて、地価「修正」を要求する場合、利子率の変更によって地価を修正しようという論拠はほとんど意味をもたないものとなる。加えて、京都府による八六年修正の事実上の「内諾」がある。そのもとで、意味を失った論拠と主張を撤回することは、あながち「分裂」とはいえないのではなからうか。

疑問の第二としては、上述のような運動の評価が、高揚、分裂・衰退、変質、さらには請負などを特質とする時期区分の問題に関わってくる点である。前述のように、もともと五年後改正に対応した運動になっているので、それぞれの高揚期を含むかたちでの区分のほうが分かりやすいように思われる。八一年有尾の拒否で区切ったのでは、拒否前後の高揚を二分して把えねばならなくなるし、氏自身が一括した「八〇・八一年の請願運動」の意義の評価とも矛盾してくる。地租条例を区分基準にしたことも、修正運

動の遮断という意味では理解できるが、丹後の具体的な運動に即してみた場合、かえって分かりにくい区分となっている。また、八七年地価修正で三期は終わるが、それ以後運動は全く消滅したというのであろうか。第二章の位置付けとも関わって分かりにくい点である。

疑問の第三は、第一と関連するが、神鞭が八七年地価修正に果たした役割についてである。分裂衰退した運動が特別地価修正をもちとるには、神鞭の利益誘導を大きく評価しなければならなくなる。「分裂」に対する過大評価が神鞭に対する過大評価に繋がってはいないだろうか。史料の制約による止むを得ない面があるが、神鞭が地価修正実現に努力したことを示す史料は全くない。八五年一〇月以降の西原との個人的関係や、その後の指導層との「接近」と、「全国どこかで修正が行なわれるとすれば丹後もそれに含まれるだろう」という高官（神鞭）の情報が示されているに過ぎない。第三章で、氏が選挙結果から推測するように、西原らが神鞭に地域的利害による強い「恩義」を感じていたのは事実であろう。しかし、八六・八七年段階で、史実は運動が組織的にも方法的にも強化されていることを示しているのに、「恢復的民権」を「恩賜の民権」に変えたという神鞭の役割は依然として不明である。神鞭との繋がりは重要な指摘であるが、運動の過少評価と神鞭への過大評価がありはしないだろうか。

第四の疑問として、やや細かい点をいくつか挙げておこう。その一つは、地価修正運動を「租税共議権と参政権が結合した闘争」とみる踏み込んだ評価である。こうした評価は民権運動の性格評価でもある。しかし、地価修正運動を民権運動と厳しく区分して、

修正運動を民権運動の一つの顕現形態とはみない氏の主張からすれば、地租軽減を目的にした地価修正要求を、直ちに「租税共議権・参政権」闘争とみるには些か論理矛盾と飛躍があり、しかるべき史料の裏付けもないことになる。緒論の課題からすれば、むしろ、地価修正運動の「自律性」を確認するに留めるべきであらう。民権運動との関わりで、議論の残るところである。

その二は、第二章の課題に即して何がどこまで明らかにされたのか、大変分かりにくい点である。豪農の運動とするのか地主の運動とするのか、「寄生地主化を促進」されている豪農層の運動とするのか、はたまた、そのように変質しつつある望望家層が「利益集団」化して「請負的」に「地域的利害」を主張しているに留まるのか、史料の説明にも欠ける部分が多く、評価の方向性が不明である。

その三は、地価修正運動を土地所有との関連で把握する視角についてである。地価修正運動を、地租改正・地籍編纂・地押調査などの土地所有をめぐる具体的な政策との関連でみていくことが重要であろう。たしかに、豪農層によって担われた地価修正運動は「法認された土地所有を……実質的な農民的土地所有として確立していく闘争である」が、それならば、地価修正の実現によって農民的土地所有が確立する方向に向かう筈なのに、実際は地主的土地所有の確立に結果していく。この矛盾を説明するためには、氏が行なった松方フレ下の経営「分析」に加えて、特別地価修正を、単に「手直し」や「人心収攬策」とみるだけでなく、近代的土地所有形成の一環である地押調査の完了と関連させて把握する必要があったであらう。

第二篇についても、若干の疑問を提示しておこう。

先に触れたように、氏は、いくつかの総代集会の結成とその部理代人（限定委任代理人）の出現をもって、「村の代表」から「結社の代表」への転換を主張する。たしかに、経済行為の部理代人ではなく、政治的行為における部理代人は珍しい。しかし、その事例は「新しい」総代集会の例とともに、極めて限定された少数事例である。それをもって、果たして変化・転換があったと断定できるのだろうか。疑問の残るところである。

聯合町村会が民権運動の最後の砦であったという評価も疑問である。聯合町村会に民権運動家関わったという事実だけで、そのようにいっていいのだろうか。地価修正運動にも「民権結社」天橋義塾社員が多く関わっていた。しかし、氏によれば、修正運動と民権運動とは厳密に区別すべきものであった。それならば、聯合町村会運動と民権運動もまた厳密に区別すべきではなからうか。このような評価（引用部分も含めて）は、聯合町村会運動・民権運動に対する過大評価ではないかとして議論を呼びそうである。

また、第二章の内容も分かりにくい部分が多い。地方制度の變化は、近代的土地所有の形成過程に伴う「村」の変化を反映しているし、共同体としての「自治」のあり方もそれに対応して変化する。行政機構の目まぐるしい変化にに応じて「自治」をどう把え

るかは、かなり複雑である。同じように、「総代」についても、言葉は同じだが含意は複雑で微妙な変化をしている筈である。「自治」や「総代」の性格・内容を明確にして貰えたら、はるかに分かりやすいものとなったであろう。

なお最後に、第三章は青年岸蔵への著者の限らない愛着と思入れの心情が読みとれる好論文であることを付記しておこう。氏の思想的評伝記述は（本書以外のものも含めて）「人」が描かれていて秀逸である。

#### 四

以上、思いつくままに本書に対する疑問点や私見を列挙した。しかし、そのような問題点を含むからといって、すでに述べたような本書の近代民衆史研究史上の価値は些かも損なわれるものではない。「戦後歴史学のパラダイムが大きく変わりつつある」（氏の稲田雅洋氏『日本近代社会成立期の民衆運動』の紹介文から）とき、豊富な史料を駆使した新たな問題提起と実証は極めて貴重であって、民衆史研究の復権と発展に大きく貢献したものといえよう。氏の研究の一層の発展を願うものである。

なお、誤読や誤解があればお許し願いたい。（一九九一年九月）

（A5判 二五四頁 一九九一年 柏書房 三八〇〇円）

（大阪経済大学教授